

民主党・無所属の会の高木まりです。

提案者を代表して、議第22号議案「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

今定例会では、「埼玉県議会議員定数・選挙区等検討協議会」が設置され、協議が行われたものの、残念ながら各会派の合意には至りませんでした。定数に関する考え方や、政令市内における選挙区の設定の仕方などに隔たりがあったことがその理由であります。私たち民主党・無所属の会では、以下の点を重視すべきと考え、本議案を提案させていただきます。

まず、総定数の削減であります。本県の人口はここまで増加を続けて来ましたが、財政的に余裕のある状況とは言えず、知事部局においては職員定数の削減努力を平成10年以来続けてきています。また、本県の債務残高も、臨時財政対策債などの影響がある中ではありますが、年々増え続け、今後の人口減少と日本一のスピードで進む高齢化を考えると、今後財政状況はますます厳しくなることが予測されることから、議会も身を切る改革をすべきと考えます。一方で、民意の反映が重要な議会の責務であることから、バランスを考慮し、定数4名の削減とする提案とさせていただきました。

次に、選挙区ごとの定数については、複数区を増やす提案といたしました。これまでは全選挙区に占める一人区の割合が66%にのぼり、全国でも際立って一人区が多い議会の一つとなっていました。一人区は死票が多く、地方議会という多様な意見が反映されるべき場にふさわしくない側面があるので、複数区増の提案をさせていただく次第です。

また、本議案では、政令市を5つの選挙区に分ける提案といたしました。これは、改正公職選挙法において、政令市をこれまでの行政区ごとの選挙区から、2以上の選挙区とすることができるようになったことを反映したものです。政令市では、県と同等の事務権限を持つ部分が多いことから、市議会議員の選挙区である行政区より、一段広い選挙区からの選出とし、広域行政である県政を考えていく必要があるのではないかと考え、改正公職選挙法を適用することといたしました。なお、分け方としては、さいたま市内の選挙区の定数が概ね同じとなる案で、選挙区の設定として有権者にもなじみのある衆議院小選挙区の区割りの枠を超えない案としたことから、5選挙区となっております。

以上のような点を柱におきつつ、飛地を解消し、全体の一票の格差を2倍以内に納めることを原則としました。なお、北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村については、広大な面積を持つ地理的な事情から、一選挙区として地域の意見が反映できるよう、特例扱いとしております。

よろしくご審議のほど、お願いいたしたく、ご提案させていただきます。